

DV 被害相談促進動画制作等業務委託
「公募型プロポーザル方式」公告企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

令和4年8月23日
山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務の目的

コロナ禍において、DV（ドメスティック・バイオレンス。「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」を意味する。）による身体的・精神的暴力被害が増加・深刻化し、相談件数が増加している。

相談件数が増える一方で、自分自身が悪いと思い込んだり、加害者に感情や行動をコントロールされ、恐怖で「相談連絡先カード」などを手に取ることができず、相談にまでたどり着けていない「潜在的な被害者」がおり、一人で苦しみ、最悪の場合自殺などに至るケースがある。

その一方で、自分がしていること、されていることが「DV」だと気づいていない潜在的な被害者（加害者）も多くいると考えられる。

本事業は、DV相談促進のための動画を制作・配信することにより、「潜在的な被害者（加害者）」が、自身が受けていること（していること）が「DV」であると認知し、実際に相談行動することで被害者を適切な支援につなげる契機とすること、また、県民誰もがDVを自分事としてとらえることで、身近な人が受けている被害に気づき、被害者に援助の手を差し伸べる気運を醸成することを目的とするものである。

2 業務の内容

(1) 名称

DV 被害相談促進動画制作等業務委託

(2) 委託内容

別紙「DV 被害相談促進動画制作等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 予算上限額 金 3,178,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 企画提案に係る日程

- (1) 募集開始 令和4年8月23日(火)
- (2) 企画提案応募資格確認申請書等提出期限 令和4年8月29日(月)
- (3) 質問票提出期限 令和4年8月29日(月) 正午
- (4) 企画提案書提出期限 令和4年9月5日(月)
- (5) (第1次審査)書類審査 令和4年9月7日(水) から8日(木) まで
- (6) 書類審査結果通知 令和4年9月8日(木) ※メールによる
- (7) (第2次審査)プレゼンテーション審査 令和4年9月14日(水) 午後
- (8) 最終審査結果通知 令和4年9月15日(木) 頃発送予定 ※メール及び文書による

4 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提案参加資格

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- オ 平成28年度以降において、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務(啓発業務、中高生向け動画制作、動画広告出稿)を受託した実績を有する者であること。

(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

次に掲げる企画提案応募資格確認申請書及び添付書類を、各1部提出すること。

- ア 企画提案応募資格確認申請書（様式 1）
- イ 誓約書（様式 2）
- ウ 過去 5 年間の同種または類似事業の実績（様式 3）

(3) 企画提案応募資格確認申請書の提出期限

令和 4 年 8 月 29 日（月）必着

提出は、平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年 3 月 27 日条例第 6 号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

(4) 企画提案応募資格確認申請書の提出場所

山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官

・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目 6 - 1 山梨県庁本館 2 階

・電話 055-223-1358（直通）

(5) 企画提案応募資格確認申請書の提出方法

書類提出は、持参または郵便によるものとし、上記期限までに必着のこと。

5 企画提案に係るスケジュール

(1) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案に係る質問がある場合には、質問票（様式 4）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官

メールアドレス danjo-kyosei@pref.yamanashi.lg.jp

イ 受付期間

令和 4 年 8 月 23 日（火）から 8 月 29 日（月）正午まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、企画提案応募資格確認申請者すべてに対し、原則電子メールで行う。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

(2) 【第 1 次審査】書類審査

企画提案書類は 1 参加者につき 1 件のみとし、次により提出すること。

ア 提出書類及び部数

① 企画提案書（様式なし）…… 7 部

- ・A4 版縦型、横書き、両面印刷、左綴じ（A3 版折込可）、24 ページ以内
- ・日本語表記で文字の大きさは 11 ポイント以上
- ・以下「a～ f」の事項を記載すること

a コンセプト

DV 相談促進等の被害者向け啓発活動の全体像・展開についての考え方

b 相談促進動画の内容

DV 相談促進動画及び広告出稿用動画の各動画の内容について示すこと。

なお、権利上、著名人等を用いて動画の公開期間などについて条件が発生する場合は必ず提案書に明記すること。（※前提として動画公開に期間を設定しないものとする）

c 広告用動画等の P R の手法及び効果の測定方法

YouTube 等の動画投稿サイト、Twitter や Line など SNS 広告による被害者へ訴求するための P R 手法を明記すること。

d スケジュール

e 業務の実施体制（人員配置、配置予定者、DV・デート DV に関する知見を有する監修者、関連、協力企業等）

f 過去 5 年間の自治体等の啓発業務、相談促進動画制作、学生向け動画制作、動画広告出稿関連業務の主な受託実績（様式 3）

② 見積書………1 部

- ・様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。
- ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。

③ 法人の概要書……… 7 部

- ・様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする

④ サンプル映像 DVD……… 1 部

- ・過去に制作した自治体等を PR した動画、またはそれに準ずる映像を 1 本以上提出すること。

提出は、DVD-video 形式及び mp4 形式でそれぞれ別のディスクに記録したものと
とする。

イ 提出方法

持参または郵便により、期限までに提出先に必着のこと。

ウ 提出期限

令和4年9月5日（月）必着

エ 提出先

山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官

・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目 6-1

・電話 055-223-1358（直通）

オ 結果の通知

令和4年9月8日（木）に企画提案書類・見積書の提出があった者全員に選考結果をメールにて通知する。

カ その他

プロポーザル参加者が5者を超えない場合は、一次審査は実施しない。

(3)【第2次審査】企画提案のプレゼンテーション審査

第1次審査通過者を対象に企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

ア 実施日時・集合場所

日時：令和4年9月14日（水）午後を予定

※時間及び場所は個別に通知する

イ 実施方式 対面式

ウ プレゼンテーションの時間

1社30分（提案書説明15分、質疑応答10分、準備・入退室5分）を予定

エ その他

・基本的に第1次審査の際に提出を受けた企画提案書・見積書をもとにプレゼンテーション審査を行うものとする。

・提案説明者は、実施体制で示した者のうち主担当になる者が行うこと。

・プロジェクター及びスクリーンは山梨県で用意するが、自前のプロジェクターの持込みも可能。また、プロジェクターの使用は任意とする。

・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

・プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。

・新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、オンライン開催もしくは書面審査のみとする場合もある。

オ 結果の通知

令和4年9月15日（木）（予定）にプレゼンテーションを行った者全員にメール及び文書にて通知する。

6 審査について

(1) 選考方法

第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）において、（別紙）審査基準に基づき総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

7 契約

(1) 契約の方法

第2次審査第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(2) 契約保証金

山梨県財務規則第109条の2第7号の規定により、契約保証金は、免除する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

8 その他

- ・ 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- ・ 契約を締結するまでの間に「4 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- ・ 提出された書類は返却しない。

- ・参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、不参加表明書（様式任意）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること（メール可）。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

- ・9 問い合わせ先

- ・所在地〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁本館2階
- ・電話 055-223-1358（直通）
山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官
- ・メールアドレス : danjo-kyosei@pref.yamanashi.lg.jp